

問題行動生徒に対する反省指導と懲戒処分について

長野県長野吉田高等学校

1. 反省指導について

1) 問題行動を起こした生徒に対する反省指導と懲戒処分の区別

- ①反省指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的とする。
- ②反省指導は指導の一環であり、生徒としての法的地位に変動を及ぼす懲戒処分とは区別する。
- ③反省指導による生徒の活動は重要な学習活動であるとする。従って、指導期間中を欠席扱いとしない。

2) 問題行動の事実関係の把握

- ①生徒、保護者、関係者から十分に事情を聴取する。
- ②複数の職員による事情聴取などで事実関係を確認する。また、確認期間を長引かせない。
- ③該当生徒には事実文を書いてもらい、会話だけのあいまいな事実確認は避ける。

3) 生徒の基本的な人権への配慮

- ①事情聴取の段階から、生徒の基本的な人権に十分配慮する。
- ②反省期間中は生徒の学習権の保障に十分配慮する。

4) 家庭との連携

- ①反省指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。反省の方法（登校反省・家庭反省）についても、家庭事情等に配慮する。
- ②反省指導中は保護者との連絡を十分に取り合っただ指導を進める。

5) 校内の体制

- ①指導方針に一貫性をもたせ、職員の一致協力による指導を行う。
- ②指導案作成や指導方法については、生活指導係・学年・職員会議等で協議を尽くし、校長の助言・指導・責任のもとに反省指導を実施する。
- ③問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

2. 反省指導のガイドライン

以下の問題行動を起こした生徒に対し、登校反省や家庭反省等の反省指導を行う。期間については過去の指導例等に基づき、おおむね1週間程度を目安とする。ただし、問題行動の内容によっては1週間より短い場合もある。また、問題行動が度重なる場合や、発生させた問題行動の重大性、および反省の状況等によっては、反省期間が長期化したり、懲戒処分と

なる場合もありうる。

- 1) カンニング等、試験での不正行為（*本校の「考査心得」に違反したもの）
- 2) 飲酒・喫煙等の行為（*同席していたものも同様に指導の対象となる）
- 3) 無許可アルバイトを行い、担任等によるアルバイト中止の指導に従わない者
- 4) パチンコ店やパチスロ店等へ出入り
- 5) 深夜や休日などの校舎への無許可侵入（*本校では機械警備システムが導入されている）
- 6) 定期券の不正使用
- 7) 学校に無断で原付免許・自動二輪免許・普通自動車免許等を取得した者
- 8) 無免許運転（*事故を起こした場合、内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 9) 窃盗・万引き・占有離脱物横領等の行為（*窃盗は内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 10) 暴力行為・金銭強要・危険物所持等（*内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 11) 「嫌がらせ」・「威圧行為」・「いじめ」等を行った者（*特に慎重な事情聴取を実施する。内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 12) インターネットや携帯等を使用した特定個人に対する誹謗・中傷をした者（*内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 13) 器物を損壊し、他人や学校に重大な被害を与えた者（*内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 14) 出会い系サイト等を利用し、重大な問題を発生させた者（*内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 15) 覚せい剤やシンナー等の薬物の使用（*内容の重大性によっては懲戒処分もありうる）
- 16) その他の指導

授業中、教員の指示に従わず、その円滑な実施を妨げる行為や、授業を妨害する行為、及び本校の「学校生活」に関する規則に違反した場合は、担任や学年による指導、係による厳重注意、学校長による厳重注意等、何らかの指導を実施する。

3. 懲戒処分について

ここでいう懲戒処分は、法的効果を伴うもので、生徒が学校で教育を受けることができるという法律的权利に変動を与えるものである。懲戒のうち、退学、停学及び訓告の3種類の処分は校長がこれを行う。（学校教育法施行規則第26条2項）

退学処分は、下記の生徒に対して行う。（学校教育法施行規則第26条3項、長野県高等学校管理規則第35条3項）

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③正当の理由がなくて出席常でない者
- ④学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒として本分に反した者

4. 懲戒処分のガイドライン

1) 訓告処分

反省指導の限度を越えた場合には、訓告処分を行う。

2) 停学処分

次のA～Dの項目に該当する行為等を行ったときは、慎重審議し、学校長が決定及び処分を行う。

A 他の生徒に対し、学校内外で下記のような暴力行為を行った者

- ・ 入院加療を要するなどの傷害を負わせる行為
- ・ 刃物などによって威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為
- ・ 金品の強奪行為
- ・ その他、心身の安全を脅かすような行為

B 教職員に対し、学校内外で下記のような暴力行為を行った者

- ・ 傷害を負わせる行為
- ・ 刃物などによって威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為
- ・ 暴言や脅迫を繰り返し、指導に従わない行為
- ・ その他、心身の安全を脅かすような行為

C 施設・設備などの器物破損を行った者

- ・ 施設・設備に対する放火
- ・ 授業などの教育活動に不可欠な施設・設備に対する破壊等
- ・ その他、施設・設備（窓ガラス、照明、壁、戸、消火設備等）を破壊する行為

D 学校内外で下記のような行為を行った者

- ・ 継続的ないじめ
- ・ 覚せい剤やシンナーなどの薬物乱用
- ・ いわゆる援助交際など、性の逸脱行為
- ・ 授業妨害等教育活動の正常な実施を妨げる行為
- ・ その他、暴走行為など反社会的な逸脱行為

3) 退学処分

次のA、Bのいずれかに該当し、かつCに該当するときは、慎重審議し、学校長が決定及び処分を行う。

A 上記の問題行動が、複数回または相当の頻度や継続性をもって行われた場合

B 社会的に極めて重大な問題行動を行った場合、または、その発生の可能性が非常に高いと判断される場合

C 問題行動の内容のほか、本人の平素の行状及び反省状況、他の生徒に与える影響等の要素を慎重に考慮し、学外に排除する事が教育上やむを得ないと判断される場合